

令和元年 8 月 1 日

会員各位

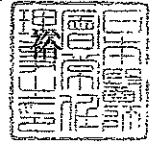
鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針の一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会 常任理事

羽 鳥



がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針の一部改正について

今般、がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針が一部改正され、厚生労働省健康局長より各都道府県衛生主管部(局)長、各がんゲノム医療中核拠点病院の長宛別添の通知がなされましたので情報提供いたします。

本改正の主な内容は、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院の要件の明確化又は実態に合わせた修正、既存の中核拠点病院及び連携病院に加え「自施設でがんゲノム医療を完結できる医療機関」として「がんゲノム医療拠点病院」を新設することなどであり、詳細は、別添文書をご参照下さい。

健発 0719 第 3 号
令和元年 7 月 19 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県衛生主管部（局）長} \\ \text{がんゲノム医療中核拠点病院の長} \end{array} \right.$ 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針の一部改正について

がんゲノム医療中核拠点病院等については、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（平成29年12月25日健発第1225第3号厚生労働省健康局長通知）の別添「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という）を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。都道府県衛生主管部（局）長においては貴管下医療機関及び関係団体へ、がんゲノム医療中核拠点病院の長においてはがんゲノム医療連携拠点病院等への周知をお願いする。